

指定訪問介護等 重要事項説明書

1、 当社の概要

名称・法人種別	株式会社ケアネット
本社所在地	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
事業所	川崎、小山、明石、熊谷、長野、会津、岩手
事業内容	居宅介護支援事業 通所介護事業 短期入所生活介護事業 訪問介護事業 認知症対応型共同生活介護事業

2、 ケアネット長野サービスセンターの概要

(1) 事業所の名称、所在地

・主たる事業所

事業所名	株式会社ケアネット長野サービスセンター
所在地	〒382-0912 須坂市大字小山字蒔田(高梨)2518-1
電話番号	026-251-2708
通常の事業の実施区域	・長野市(旧戸隠村・旧鬼無里村・旧大岡村・旧中条村を除く) ・須坂市 ・中野市 ・小布施町 ・高山村

・サテライト

令和8年4月1日改正

事業所名	株式会社ケアネット長野サービスセンターサテライト北長池
所在地	〒381-0025 長野市北長池1242-1
電話番号	026-263-3000
通常の事業の実施区域	・長野市(旧戸隠村・旧鬼無里村・旧大岡村・旧中条村を除く)

介護保険事業所番号	2 0 7 0 7 0 0 1 0 5
-----------	---------------------

(2) 同事業所の職員体制

職 種	資 格	区分・人員
管理者兼サービス提供責任者	・介護福祉士	常勤 1名
サービス提供責任者	・介護福祉士	常勤 2名以上
ホームヘルパー	・介護福祉士 ・ホームヘルパー2級修了者等	常勤換算 2.5名以上

令和8年4月1日現在

(3) 営業日、営業時間

サービス提供日の営業日・時間	・日曜～土曜 6:00 ～ 22:00
事務所の営業日・時間	・月曜～土曜 9:00 ～ 17:00

(4) 運営方針

事業所の訪問介護員等はその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事・の介護・その他生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村・居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

介護事業・総合事業を通じ、高齢化社会に貢献し、介護保険制度の発展に寄与する。

3、 サービス内容

- * 身体介護 排泄介助・食事介助・入浴介助(清拭)・通院介助等
- * 生活援助 掃除・洗濯・調理・買い物等のその他日常生活の援助

4、 利用料金

サービス提供を利用した場合の「基本利用料」は以下の通りです。

ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

◇ 訪問介護利用料

【基本部分】

サービス内容		基本利用料 ※(注1) 参照	利用料負担金※(注2) 参照		
1回あたりの所要時			1割負担	2割負担	3割負担
身体介護 中心型	20分未満 (身体01・Ⅱ)	1,790円	179円	358円	537円
	20分以上30分未満 (身体1・Ⅱ)	2,680円	268円	536円	804円
	30分以上1時間未満 (身体2・Ⅱ)	4,260円	426円	852円	1,278円
	1時間以上1.5時間未満 (身体3・Ⅱ)	6,240円	624円	1,248円	1,872円
引き続き「生活 援助中心型」を算定 する場合	身体20分以上30分未満 +生活20分以上45未満 (身1生1・Ⅱ)	3,400円	340円	680円	1,020円
	身体20分以上30分未満 +生活45分以上70未満 (身1生2・Ⅱ)	4,110円	411円	822円	1,233円
	身体20分以上30分未満 +生活70分以上 (身1生3・Ⅱ)	4,830円	483円	966円	1,449円
	身体30分以上1時間未満 +生活20分以上45分未満 (身2生1・Ⅱ)	4,970円	497円	994円	1,491円
	身体30分以上1時間未満 +生活45分以上70未満 (身2生2・Ⅱ)	5,690円	569円	1,138円	1,707円
	身体30分以上1時間未満 +生活70分以上 (身2生3・Ⅱ)	6,400円	640円	1,280円	1,920円
生活 心援 助型	20分以上45分未満 (生活2・Ⅱ)	1,970円	197円	394円	591円
	45分以上 (生活3・Ⅱ)	2,420円	242円	484円	726円

(注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に二人の訪問介護員等がサービスを提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。
 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合はこれら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
 基本利用料は「特定事業所加算」が含まれた料金となっております。
 尚、サテライト事業所は、介護保険の地域区分が7級地になるので地域加算により10.21倍となります。

(注2) 上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 事業者は、利用者が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から支給を受ける額の限度において、利用者にかわって市町村から支払いを受けます。（「法定代理受領サービス」といいます。）

【加算】

以下の条件を満たす場合、基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本 利用料	1割 負担	2割 負担	3割 負担
夜間・早朝 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)	基本部分の25%			
	深夜(22時～翌朝6時)	基本部分の50%			
特定事業所加算Ⅱ	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	基本部分の10%			
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円	200円	300円
初回加算	・新規計画を作成した利用者に、初回訪問介護実施月内にサービス提供責任者自身が訪問介護又は同行訪問をした場合 ・過去2月に訪問介護の提供を受けていない場合 ・要支援⇔要介護の間で区分変更の場合	2,000円	200円	400円	600円
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月利用料金の28.7%			

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(1) キャンセル料

ご利用の24時間前までにキャンセルのご連絡が無かった場合、当該基本料の10%の料金がかかります。但し、ご契約者様の急な体調不良等、正当な事由が有る場合はこの限りではありません。キャンセルが必要になった場合は早急にご連絡ください。

(2) 交通費 ※通常の事業の実施地域以外の方は交通費を徴収します。

- ・往復10km未満: 無料
- ・往復10km～20km未満: 200円
- ・往復20km～30km未満: 400円
- ・往復30km～40km未満: 600円

(3) 支払い方法

サービス提供月の利用料金は翌月26日に口座引き落としとなります。ご利用の明細を付して翌月20日までに請求書を送付します。

(4) その他

ご利用者のお住まいでサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご利用者の負担となります。

感染防止、多職種連携を進めていく観点からテレビ電話、通信機器を活用し実施させて頂く場合があります。ご利用者及び家族の個人情報を用いる場合にはあらかじめ同意を得ます。

◇ 介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護サービス(現行相当)利用料

【基本部分】

利用頻度	月額基本利用料		
	1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度利用	1,176円	2,352円	3,528円
週2回程度利用	2,349円	4,698円	7,047円
週3回程度利用	3,723円	7,454円	11,181円

【加算】

以下の条件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本 利用料	1割 負担	2割 負担	3割 負担
初回加算	・新規計画を作成した利用者に、初回訪問介護実施月内にサービス提供責任者自身が訪問介護又は同行訪問をした場合 ・過去2月に訪問介護の提供を受けていない場合 ・要支援⇔要介護の間で区分変更の場合	2,000円	200円	400円	600円
介護職員等処遇改善加算 Iロ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月利用料金の28.7%			

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(1) その他

キャンセル料・交通費・支払方法等については、訪問介護と同様です。

(P3参照)

5、 緊急時における対応方法

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要と認められたときは、速やかにご家族、主治医、119番通報し必要な措置を講じます。また、虐待または虐待が疑われると認められたときは、居宅支援事業所及び地域包括支援センター、保険者に報告・通報し、必要な措置を講じます。

6、 事故対応時

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状態や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、施設賠償責任保険会社に報告し、損害賠償を速やかに行います。

7、 ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられるよう労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

- ・事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該職員、取引先事業者、利用者及びその家族等が対象となります。

- ・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。

- ・職員に対し、ハラスメントに対する基礎的な考え方について研修などを実施。

また、定期的に話し合いの場を設け介護現場においてハラスメント発生状況の把握に努める。

- ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用者契約の解約等の措置を講じる。

8、 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底
- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止のための研修会を定期的実施
- ・虐待防止責任者の設置

虐待防止等に関する責任者	訪問介護管理者	小林 千恵子
--------------	---------	--------

9、 感染症の予防及びまん延防止

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底
- ・感染症及びまん延の防止のための指針の整備
- ・感染症及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的実施

10、 業務継続計画

感染症や非常災害の発生でもご利用者への居宅介護を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・事業所内での業務継続計画書周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施
- ・定期的に業務継続計画の見直しと変更

11、 サービスの内容に関する相談・苦情の窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けいたします。

サービス相談窓口	
サービス提供責任者	
電話番号	026-251-2708
受付時間	月曜日 ～ 土曜日 (9時 ～ 17時)

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の機関にも申し立てることができます。

長野県福祉サービス適正化委員会	(フリーダイヤル) 0120-28-7109
長野県国民健康保険団体連合会	(代表) 026-238-1580
長野市 介護保険課	(代表) 026-226-4911
須坂市 高齢者福祉課	(直通) 026-248-9020
中野市 高齢者支援課	(代表) 0269-22-2111
小布施町役場 健康福祉課	(代表) 026-247-3111
高山村役場 健康福祉課	(代表) 026-242-1200

12、 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価は実施しておりません。

13、 サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は下記の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 「直接本人の援助」に該当しない行為
 - ・他の家族の方に対する食事の準備、洗濯、買い物、布団干し
 - ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
 - ・来客の応接(お茶、食事の手配等) ・自家用車の洗車・清掃 等
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など金銭に関する取扱い
- ③ 「日常生活の援助」に該当しない行為
 - ・草むりし、花木の水やり ・雪かき ・犬の散歩等ペットの世話 等
- ④ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為
 - ・家具・家電器具等の移動、修繕、模様替え
 - ・大掃除、窓ガラス磨き、床のワックスがけ ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
 - ・植木の剪定等の園芸 ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

(2) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたって、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(3) 訪問介護員の交替

- ① ご利用者及びその家族からの交替の申し出
選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、特定の訪問介護員の指名はできません。
- ② 事業者からの訪問介護員の交替
事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。
訪問介護員を交替する場合はご利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(4) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。